

呉市防災リーダー実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災に関する知識及び技能を有する呉市防災リーダー（以下「防災リーダー」という。）の実施に関して必要な事項を定め、当該防災リーダーが中心となり自主防災組織が地域に必要な防災活動を自らの力で展開していくことにより、自主防災組織の結成促進及び活性化を図ることを目的とする。

(認定)

第2条 市長は、次の各号の1に掲げる者で、認定申請のあった者を防災リーダーとして認定する。

- (1) 市が実施する防災リーダー養成講習を修了した者
- (2) 広島県が実施した「ひろしま防災リーダー養成講座」を修了した者
- (3) 特定非営利活動法人日本防災士機構から防災士として認証状を交付されている者
- (4) 消防吏員及びその経験者
- (5) 消防団員（部長以上の階級にある者であって、勤続20年以上のものに限る。）及びその経験者
- (6) その他、前各号に規定する者と同等以上の知識又は実績があると認める者

2 前項の認定申請は、呉市防災リーダー認定申請書（様式第1号）により行うものとする。

(認定者名簿)

第3条 市は第2条による認定を行った者を呉市防災リーダー認定者名簿（以下「認定者名簿」という。）に登録する。

2 防災リーダーが、次の各号の一に該当する場合には認定者名簿から削除する。

- (1) 防災リーダーから辞退したい旨の申し出があったとき。
- (2) 郵便物の不達等により所在不明となったとき。
- (3) 市長が防災リーダーとして不適切と認めるとき。

3 防災リーダーは、氏名及び住所等の連絡先に変更があった場合には、変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(防災リーダーの責務)

第4条 防災リーダーは、自主防災活動の一環として、自主防災組織の結成促進及び市内の自主防災組織が行う防災活動を支援し活性化を図ることにより、市及び地域の防災力向上に寄与しなければならない。

(市の役割)

第5条 市は、関係部局と認定者名簿を共有し、防災リーダーが効果的に活用されるよう、自主防災組織及び自治会等の関係団体と連絡調整を行う。

2 市は、防災リーダーが防災に関する知識及び技能を向上していけるよう防災に関する情報を発信するとともに、定期的に研修を行う。

(防災リーダー養成講習の実施)

第6条 第2条第1項第1号の防災リーダー養成講習は、次の各号に掲げる知識及

び技術を習得するための講習内容を20時間実施する。

ただし、国内又は呉市の災害発生状況等を勘案し、講習内容及び時間を適宜変更することができる。

- (1) 気象及び災害発生に関する知識
- (2) 命を守るために必要な知識及び技術
- (3) 地域で活動するための知識
- (4) 災害に関する情報を収集するための知識
- (5) その他防災に関する必要な知識

2 養成講習は、市民及び市内の事業所等に勤務又は修学している者のうち、中学生以上を対象とする。

3 受講料は、無料とする。

(支給品等)

第7条 防災リーダーに次の被服等を支給する。

- (1) ベスト
- (2) 帽子
- (3) 名札

2 防災リーダーは地域の防災訓練等において活動する際には、前項の被服等を着用するよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は呉市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年1月17日から実施する。

改正 平成31年4月1日

改正 令和元年12月20日

改正 令和4年4月1日